



環境基準

3 大気汚染に係る指針（光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針）

物質	環境上の条件（設定年月日等）	測定方法
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。(S51.8.13 通知)	水素炎イオン化検出器（FID）を用いたガスクロマトグラフ法

2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
3. 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

2 生活環境の保全に関する環境基準【河川（湖沼を除く。）】

項目	基準値（C類型）	基準値（E類型）	測定方法
水素イオン濃度 (pH)	6.5以上8.5以下	6.0以上8.5以下	規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
生物化学的酸素要求量 (BOD)	5mg/l以下	10mg/l以下	規格21に定める方法
浮遊物質量 (SS)	50mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
溶存酸素量 (DO)	5mg/l以上	2mg/l以上	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
大腸菌群数	—	—	最確数による定量法

備考

1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。
4. 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階（試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醣酵管に移植し、35~37°C、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

III 騒音に係る環境基準

1 一般地域における環境基準

地域区分	用途地域	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	備考
A A 地域		50 デシベル以下	40 デシベル以下	
A 地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下	A A 地域については、埼玉県内では適用地域がありません。また、工業専用地域については環境基準が適用されません。
B 地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域			
C 地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	

※環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用されていません。

2 道路に面する地域における環境基準

地域区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	備考
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下	
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

■幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）

地域区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	備考
道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道、及び一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路に近接する空間	70デシベル以下	65デシベル以下	近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下では15m³車線以上では20mの区間をいう。

※個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が當まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

3 航空機騒音に係る環境基準

類型区分	基準値	備考
I類型（専ら住居の用に供される地域）	70WECPNL以下	WECPNL：加重等価平均感覚騒音レベル（航空機騒音のうるささを評価する指標、「うるささ指数」とも呼ばれている。）
II類型（通常の生活を保全する必要がある地域）	75WECPNL以下	

IV ダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/l 以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下	土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備 考

1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

シマジン	検液 1 l につき 0.003mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法
ふつ素	検液 1 l につき 0.8mg 以下であること。	規格 34.1 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1 l につき 1 mg 以下であること。	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法

備考

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 l につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 l につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。